

平成24年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成24年9月26日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第79号 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について
議案第80号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部改正について
議案第81号 那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例の一部改正について
議案第82号 土地改良事業の施行について
議案第83号 平成23年度那須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
請願・陳情等について
（各委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）
議案第71号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第72号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第73号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第74号 平成24年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第75号 平成24年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第76号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
議案第77号 平成24年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第1号）
議案第78号 平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 認定第 1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号 平成23年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7号 平成23年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8号 平成23年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9号 平成23年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 平成23年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号 平成23年度那須塩原市水道事業会計決算認定について
（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第 4 報告第 3 0 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

日程第 5 報告第 3 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）

日程第 6 報告第 3 2 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
（報告、説明）

追加日程第 1 議案第 8 4 号 平成 2 4 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

（提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（30名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	金子哲也君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君

農業委員会 事務局 長	藤 田 一 郎 君	西 那 須 野 支 所 長	齊 藤 誠 君
塩原支所 長	君 島 淳 君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	斎 藤 兼 次	議事課 長	渡 邊 秀 樹
課長補佐兼 議事調査係長	石 塚 昌 章	議事調査係	若 目 田 治 之
議事調査係	人 見 栄 作	議事調査係	小 磯 孝 洋

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は30名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

答弁保留の答弁

議長（君島一郎君） ここで保健福祉部長から発言があります。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 9月18日の議案質疑におきまして、眞壁俊郎議員の決算における不用額に関する再質問をいただきまして答弁を保留しておりましたので、この場をおかりして答弁させていただきます。

平成23年度一般会計の歳出決算における不用額につきまして、一般会計全体で4.1%であるのに対しまして、3款民生費では5%と高くなっているのはどのような理由かという質問だったかと思えます。

決算書の5ページにあります民生費の不用額につきましては、2億5,894万7,577円で予算現額の130億4,306万4,000円に対する率で申しますと、1.99%で例年並みでございます。予算現額と支出済額との比較で見えますと、6億5,294万7,577円が執行残となっております、この率が5%で

ございます。

この理由につきましては、3款の1項社会福祉費の6目高齢者福祉費におきまして、介護基盤緊急整備等事業の補助金3億7,200万円が明許繰越となっておりますので、これが主な要因ではないかというふうに考えてございます。この事業につきましては、第4期介護保険事業計画に基づく各種施設事業所等の整備に当たりまして、公募により選定された法人に補助金を交付する事業でございます。23年度に14事業所に対しまして、計6億1,800万円の交付を予定したところでありますが、このうち6事業所が年度内に工事が完了できず、平成24年度に繰り越しとなったものでございます。

繰り越しとなった主な理由につきましては、東日本大震災によります資材の高騰、さらには資材下請作業員の確保が困難で、工期が確保できないことなどによりまして、入札が不調となって設計を見直しをした事業所もございます。さらには、建設予定箇所の地元の同意を得るのに時間を要したということもございます。中には同意が得られず、用地をやむを得ず変更したために着工がおくれたと、そういう事業所もございました。

以上のようなことから、6事業所が繰り越しとなっております。

なお、これらのうち5事業所につきましては、既に工事が完了し、施設等が開設をされてございます。

以上でございます。

議案第79号～議案第83号及び
請願・陳情の各常任委員長、
特別委員長報告、質疑、討論、
採決

議長（君島一郎君） 日程第1、議案第79号から議案第83号までの5件については、関係常任委員会等に付託してあります。各委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。

24番、山本はるひ君。

〔総務企画常任委員長 山本はるひ君登壇〕

総務企画常任委員長（山本はるひ君） 皆さん、おはようございます。

これより総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において総務企画常任委員会に付託された案件は、条例案1件、陳情1件の計2件でございます。

これらを審査するため、9月20日木曜日の午前10時より第1委員会室において委員8名全員出席のもと、執行部から、部長、課長等の出席を求め、審査を行いました。

初めに、議案第79号 那須塩原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について申し上げます。

この条例案については、委員から採用方法、応募の年齢、定年、待遇、正職員との関係、また、県内での雇用があるかなどのさまざまな質疑がなされ、執行部からはそれらに対する答弁を得ました。

その結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、6月定例会で継続となっておりました陳情第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について申し上げます。

委員からは、緊急事態基本法は、平成16年に自民、民主、公明の3党で合意したもののだが、これまでに改定が加えられ、内容も変わってきている

こともあり、今、採択して意見書を提出する段階ではないとの意見があり、全員一致で採択すべきでないものと決しました。

以上で、総務企画常任委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

6番、伊藤豊美君。

〔福祉教育常任委員長 伊藤豊美君登壇〕

福祉教育常任委員長（伊藤豊美君） 皆さん、おはようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案2件、陳情1件の計3件であります。

これらを審査するため、去る9月19日から21日までの3日間、第4委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係機関の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下はその審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部子ども課所管の議案第80号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、この条例の改正により支給制限対象者の9名のうち6名が受けることができるわけだが、これは子ども手当の年少控除、特定控除の廃止に伴うものと同じと考えてよいのかとの質疑があり、執行部からは、税制改正の扶養控除廃止に伴う影響緩和であるとの答弁がありました。

議案第80号 那須塩原市遺児手当支給条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきもの

と決しました。

続きまして、高齢福祉課所管の議案第81号 那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、元気アップデイサービスセンターしおばらの運営体制は、ほかの元気アップデイサービスセンターとの違いはあるかとの質疑があり、執行部からは、ほかの元気アップデイサービスセンターとの違いは特にないと答弁がありました。

議案第81号 那須塩原市元気アップデイサービスセンター条例の一部改正については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、陳情第7号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書について申し上げます。

委員からは、国の負担は減ってきているのは事実である。市町村で国保制度を維持していくことは非常に大変で、抜本的な改革が必要である。国の負担をふやすという内容であり、この陳情に賛成したいという意見や、医療の圧迫が大きいと感じている。国保については、国庫負担をふやすだけで解決にはならないと考えていることから、この陳情には反対するなどの意見があり、採決の結果、採択に賛成が2名あり、賛成少数につき不採択にすべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件の審査過程並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業環境常任委員長の報告を求めます。

13番、齋藤寿一君。

〔産業環境常任委員長 齋藤寿一君登壇〕
産業環境常任委員長（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。

産業環境常任委員会の審査の経過と結果につい

てご報告をいたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において、当分科会に付託された案件は1件であります。

これを審査するため、去る9月19日に第3委員会室において、委員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

議案第82号 土地改良事業の施行について申し上げます。

執行部からは、平成24年5月の豪雨により、被災した農地畦畔を復旧するため、延長61mの応急工事をすると説明があり、委員からは特に質疑等はありませんでした。

審査を行った結果、議案第82号 土地改良事業の施行については全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果であります。

議長（君島一郎君） 産業環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

8番、岡本真芳君。

〔建設水道常任委員長 岡本真芳君登壇〕
建設水道常任委員長（岡本真芳君） おはようございます。

建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、その他の案件1件であります。

これらを審査するため、去る9月19日、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部

長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。

議案第83号 平成23年度須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを申し上げます。

委員からは、昨年との比較で増減はどうなっているのかとの質疑があり、執行部からは、利益については、対前年度比で1億4,765万8,307円減となっているとの答弁がありました。

議案第83号 平成23年度須塩原市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

次に、放射能対策検討特別委員会委員長の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔放射能対策検討特別委員会委員長 関谷暢之君登壇〕

放射能対策検討特別委員会委員長（関谷暢之君）皆さん、おはようございます。

これより放射能対策検討特別委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において当特別委員会に付託された案件は、陳情第8号及び陳情第9号の計2件であります。

これらを審査するため、9月21日金曜日、午後1時30分から第4委員会室において委員全員出席のもと審査を行いました。

まず、陳情第8号 予防原則を基本とした子ども達の被ばく低減と健康調査を要望する陳情書について申し上げます。

委員からは、子どもたちの健康を考えるに当た

り、これらは当たり前の要望である。

当特別委員会は、健康調査は全市民を対象に実施されること。特に子どもたち18歳以下については、100%の実施に努められることと求めております。これらを進めるためには身近に検査できる体制をつくる必要がある。ホールボディカウンター導入は市長の公約であり、市民に約束したものである。市民の安心・安全を確認するためにも早期に導入すべきである。外部被曝、内部被曝等を総合的に判断するため、また将来において検査結果等の必要が生じた場合の参考とするためにも、市独自で持つことが必要である等の意見がありました。また、趣旨採択との意見もございました。

陳情第8号は、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号 内部被曝調査に関する陳情書について申し上げます。

委員からは、ホールボディカウンターの導入、健康調査体制の構築に加え、市議会と市民が対等の立場で放射能に関する諸課題について、定期的に話し合うことができる意見交換会等の設置を願うということにも大いに賛同できる。また、趣旨採択である等の意見がございました。

陳情第9号は、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、放射能対策検討特別委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第79号から議案第83号までの5件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第79号から議案第83号までの5件については、総務企画、福祉教育、産業環境、建設水道各常任委員長報告のとおりと決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第83号については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情、請願等について、陳情第5号について討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書に反対する討論です。

陳情の趣旨は、那須塩原市議会から国会及び政府において緊急事態基本法を早急に制定するよう要望する意見書の提出を求めるものです。

2012年4月、自民党は、日本国憲法改正草案を発表しました。同日ツイッターの閣僚声明で在日米軍再編の変更が発表されました。アメリカの戦争を日本に担わせるには、日本国憲法第9条の2項を削除し、自衛隊を軍にしなければならないからです。明かに民主党との違いを憲法を変える路線でも示そうとしているものです。そして、自民党だけでなく、他の政党も続々と改憲草案を

発表しています。しかし、いずれもその中身は3.11被災を口実にした戦争の放棄をうたった9条を改正し、日本を戦争をしない国から戦争をする国に変えることで共通しています。いわば、改憲草案ラッシュと言える時代になっています。

1つの理由は、橋下大阪市長が2月から突然日本国憲法第9条を攻撃し始めて、話題になったことが取り上げられます。

改憲を旗印にして新党ブームを起こすやり方は、1993年の鳩山由紀夫氏や小沢一郎氏が自民党を出て新党をつくり、選挙に勝利して細川政権をつくったときの手口の繰り返しです。このときの新党が寄り集まったのが民主党です。

自民党の今回の憲法改正草案は、現憲法9条2項を削除し、国防軍の保持を明記し、自衛権の発動を妨げるものではないという表現で自衛隊を無限定にアメリカ軍と集団自衛権の発動を可能にし、日本を戦争をする国にするものです。さらに、国防軍は法の秩序を維持し、または国民の生命もしくは自由を守るための活動を行うとして、治安出動できるようになっています。

今回の陳情は、緊急事態基本法の第25条の3、国は国外において緊急事態が起きたときは在外国民の保護に努めなければならないを結びつけることで、世界のどこにでも国防軍を出動できるようになります。

今回の自民党のもう一つの特徴は、第9章緊急事態を設定し、国民の3.11体験に乗ずるようにして、第98条で緊急事態の宣言を明記しているところにあります。まさに戒厳令を発動する体制づくりです。我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による自然災害、その他の法律で定める緊急事態の場合に戒厳令体制ができるとしています。そして、102条では、すべての国民はこの憲法を尊重しなければな

らないとあります。国民主権を真っ向から否定するのがこの緊急事態法です。憲法99条が「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」としているのは全く逆になっています。1人1人の主権者として国民が国家権力に天皇や行政権を担う国務大臣、立法権を担う国会議員、司法権を行使する裁判権に縛りをかけているのが最高法規としての憲法であるべき姿なのに、国民に尊重を義務づけているのです。こうした危険性を直ちに草の根から告発してやめさせていくことが大切です。

自民、民主、公明3党の緊急事態基本法協議会は、2003年6月に民主党が有事三法に賛成した際、与党と民主党間で緊急事態法制について真摯に検討し、早急に結論を得るとの覚書を交わしたことから設けられたものです。その後の会議で危機管理について今のままでいいのかという点では、与野党間で一致したことも明らかになりました。民主党案で重大な点は、日本の有事に至るまでの事態に、日本の有事3、大規模な災害発生時2が含まれ、これらをひとくくりにして対処するための基本法づくりが協議会のねらいです。全体を緊急事態ととらえて、地方自治や国民の基本的人権の侵害の範囲を大幅に拡大するという点です。

昨年の通常国会でも、自民、民主の両党の協議が有事法制協議に道を開きました。自民党は有事関連法案についても与野党合意で成立させたいとしており、協議会での議論が同法案の呼び水となる危険もあります。原因も事態の様態も異なる武力攻撃とテロ、自然災害も一くくりにするのは、我が国社会と国民生活のすべてを有事法制体制に持ち込むもので、人権侵害を一層拡大するものです。

このように国民の基本的人権と平和を脅かす危

険な陳情には反対する以外にはありません。不採択とした総務企画常任委員会に敬意を表します。

陳情第5号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第5号については、総務企画常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第5号について採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立なし。

よって、陳情第5号については、不採択と決しました。

次に、陳情第7号について討論を許します。

18番、金子哲也君。

18番（金子哲也君） 18番、金子哲也、陳情第7号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。

この陳情書は、国民健康保険への国庫負担をふやすように国に意見書を提出してくださいという短い陳情書になっていますが、健康度アップの問題、医薬品の投与とか、チェックの問題、医療費の問題、それから国、また地方の財政の問題、いろいろの問題が絡んでくる中で、単に国庫負担増だけで解決することではないと思われますので、この陳情には不採択の立場で討論いたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

陳情第7号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情書に賛成する討論です。

今回の陳情は、国民健康保険への国庫負担額を

ふやすように国に意見書の提出を求めるものです。陳情の趣旨は、深刻な経済危機のもとで、暮らしや社会保障制度が大きく後退し、住民の暮らしが立ち行かなくなっている中、国民健康保険は所得が減って、払いたくても払えない世帯が414万5,000世帯と加入世帯の2割にも上っている。この大きな原因は、国が国庫負担分を大きく減らし続けてきたことにあるとして、憲法25条に基づき、国民だれ1人漏れることなく必要な医療が受けられるよう国民健康保険への国庫負担をふやすよう那須塩原市議会から国への意見書の提出を求めるものです。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える制度として、その維持には国の支援が欠かせません。ところが国は、国の責任を放棄し、国庫負担を1984年の49.6%から2007年度の25%にまで激減させ、その結果、国民1人当たりの保険料を2倍にしてしまいました。市町村の国保財政を悪化させ、保険料の高騰を招いた大きな原因がここにあります。国は、憲法25条の理念に反する資格証の発行を直ちにやめ、計画的に国庫負担をふやして、支払い能力に合った国保料に引き下げるとともに、減免制度の拡充を行うべきです。

民主党は、政権交代したら国保に9,000億円の予算措置を行い、国民の負担を軽くすると国会で主張してきました。ところが、政権交代後もこの公約は実行されていません。国保でも高齢者医療でも、自公政権の医療構造改革の後継者となった民主党政権の姿がここにあらわれています。公約の実行を迫る要請を強めなければなりません。

医療保障や福祉は、公的責任によって国民の権利を守る制度であって、お金で買うサービスではありません。窓口の負担や自己負担は本来多くの国が行っているように無料が当たり前です。その財源となる税や保険料は能力に応じて負担すると

いう応能負担の原則で集めなければなりません。

国保の国庫負担をふやすことを求める地方議会の意見書は、2010年だけの1年間で150を超え、その多くが1984年の改悪前の国庫負担の50%の水準に戻すことを要求しています。全国市長会など地方6団体も2010年の12月2日の国保改善強化全国会議で従来の枠を超えた国庫負担割合の引き上げを求める連名の決議を採択しています。この道しか国保の問題を解決する道はありません。広範な住民はもちろん、自治体当局や地方議員にも協同を呼びかけることが重要となっています。この陳情が隣の那須町議会でも採択されたことを9月20日の下野が伝えています。

陳情第7号 国民健康保険への国庫負担増額を求める陳情に賛成する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第7号について、福祉教育常任委員長報告は不採択です。

採決いたします。

陳情第7号について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立少数。

よって、陳情第7号については不採択と決しました。

次に、陳情第8号について討論を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 陳情第8号 予防原則を基本とした子ども達の被ばく低減と健康調査を要望する陳情について、賛成討論いたします。

本陳情は、那須塩原市の子どもたちも福島の子どもたちと同じように被曝に関する経年的な健康調査を受けられるようにとの願いで出された陳情です。

陳情の具体的要望は、外部被曝と内部被曝を全員を対象に経年的に行うこと。調査の結果によって個別生活指導を実施すること。血液検査や甲状腺検査を実施すること。それらの検査結果を記録できる健康手帳を全児童生徒に配付すること。福島と比較しても決して低いとは言えない汚染状況から考えて、福島並みの継続的な健康調査を子どもたちが受けられるように願うのはもっともです。低線量被曝の影響はないかのように言う専門家と称される人がいますが、本当に低線量被曝の影響はないのでしょうか。

チェルノブイリの原発事故25周年の会議で、ウクライナ政府が、汚染地域の住民に深刻な健康被害が生じていることを明らかにしました。ウクライナでは、強制避難区域の外側、年間被曝線量が5 mSv以下とされる汚染地域で、これまで国際機関が放射線の影響を認めてこなかった心臓疾患や膠原病など、さまざまな病気が多発していると報告しております。特に心筋梗塞や狭心症など、心臓や血管の病気が増加していると指摘、子どもたちの健康悪化も深刻で、2008年度のデータでは事故後に生まれた子どもたちの78%が慢性疾患を持っていると報告しております。その報告書がこれです。

この報告書は、事故以来、蓄積された住民のデータをもとに、汚染地帯での健康悪化が放射線の影響だと主張、国際社会に支援を求めています。でも、被曝線量の詳細なデータはなく、放射線の影響を証明することは困難となっています。被曝線量の詳細なデータがなく、疫学的調査のデータも集めにくい状態なのは、ロシア政府がデータを隠したからです。そのデータがないことを理由に、IAEAを初めとする国際機関は、ウクライナの主張を認めていません。でも、ウクライナの汚染地帯では確かに人々は深刻な健康障害に苦しみ、

将来に不安を抱えながら暮らしているのが実態です。

ウクライナ政府はロシアから独立し、チェルノブイリ原発事故から25年たった時点での報告で、健康被害の実態を訴えています。その実態に気がついたのは、地元の医師や研究者です。住民を守る医師がいるウクライナはそれが救いです。高線量の放射性ヨウ素が甲状腺がんの原因だと認めさせたのもウクライナの医師や研究者です。また、低線量の被曝でも、長い年月を経て発症するさまざまな疾患があると健康への影響があることも訴えています。でも、事故当初、被曝線量の詳細なデータがないことや疫学的調査データが不十分なことを理由にウクライナでの健康への影響をIAEA等国际機関は認めようとしません。いかにデータが大切かがわかります。

福島原発由来の外部被曝と内部被曝を測定し、血液検査、甲状腺の検査の結果とあわせてデータをしっかり蓄積しておくことは重要です。

水俣病では、御用学者が原因をあいまいにし、国や県が被害者を切り捨て、チッソを守るためデータを隠していますから、水俣病の事例から学ぶなら、市が健康調査を行い、そのデータを管理することが安全でしょう。

平田村での測定後、特に福島県立医大にデータが管理されることは慎重に考えなくてはなりません。そして、そのデータは、測定したその個人のもので。検査結果を記録できる健康手帳を配付して、その人の将来のために役立たせるべきです。

県の有識者会議は、臨床的な検査を含む健康調査は必要ないとして、栃木県は被害者を切り捨てています。同様の汚染でも福島県は健康調査を継続的に行います。

チェルノブイリ原発事故による放射能汚染による健康被害がふえたのは、事故直後ではありませ

ん。年数がたってからでした。今から健康調査等をしておくべきです。住民の健康を見つけてきたウクライナのコロステン市の医師は、幾ら注意しても注意し過ぎることはありませんと言っています。

将来、後悔しないためにも、那須塩原でも低線量の被曝だと言って注意を怠ってはいけません。後になって、あのとき慎重にすればよかったと後悔するより、何もなくて慎重になり過ぎたと言われたほうがましです。時間は戻せません。ですから、今、外部被曝も内部被曝も測定する必要があります。除染はしても、外部被曝の測定をしないのでは、被曝の低減の確認がとれません。一部の人だけが食品を測定しても、内部被曝の測定をしないのでは、内部被曝の有無は確認できません。内部被曝が検出限界以下でしたら、外部被曝の測定の値で影響を考えることになります。外部被曝線量を確定するためには、内部被曝がゼロであっても内部被曝ははかる必要があります。被曝線量の詳細なデータは疫学調査のデータとして必要不可欠でしょう。単に安全だというだけでなく、内部被曝、外部被曝を測定し、その他の健康調査とあわせて安全を確認してこそ安心が図れます。

本陳情に賛成するのは、那須塩原でホールボディカウンターの測定ができること、外部被曝のガラスバッジでの測定を全児童全生徒に継続的に行うことを求めている意味のある陳情だからです。放射能による低線量被曝の影響は、晩発性で確率的と言われますので、一度の検査で安心ですと終わらせてよいものではありません。継続的な健康調査が必要です。

私は、児童養護施設の第三者評価等で児童養護施設に行くことがあります。子どもの置かれている過酷な状態を知る中で、児童養護施設に入所する子ども以外で行政や福祉の手の届いていない子

どもたちが少なからずいるのも現状です。その子どもたちの食生活や日常生活に困難は伴っています。また、1人で頑張っている母親も経済的に余裕がなく限界の親もいます。その子どもたちの安全に配慮も必要です。

部活で忙しくてホールボディカウンターでの測定に平田村まで行くことができない人だけでなく、限界で子育てしている親には、平田村まで付き添う余裕がつかれないのです。市内で測定できれば、集団検診のように学校単位で検査できます。またガラスバッジの記録を書く余裕もない保護者には、生活記録をなしにしてまでも測定をしていただいたらどうでしょう。気になる値が出たときに聞き取れば済みます。ガラスバッジの外部被曝の測定は、手軽にできる測定方法です。測定者をふやす努力も必要でしょう。親の経済力や時間的余裕があるかないかで、子どもの安全に違いが出てはいけません。私たちはそのことをきちんと認識しなくてはならないのではないのでしょうか。

本陳情が、那須塩原市のすべての子どもたちの安全を求めているこの陳情に共感できます。

以上で、本陳情の賛成討論を終わりにいたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第8号について、放射能対策検討特別委員長の報告は採択です。

採決いたします。

陳情第8号について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、陳情第8号は採択と決しました。

次に、陳情第9号について討論を許します。

1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 皆さん、おはようございます。議席番号1番、柔仁会、櫻田貴久です。

陳情第9号について、賛成の討論を行います。

福島原子力発電事故に伴う放射能汚染対策については、那須塩原市議会放射能対策検討特別委員会において、調査研究、議論を重ねてまいりました。その中で放射能による内部被曝に対する市民の不安を払拭するためには、総合的な健康調査を継続的に実施することが重要であるとの結論を得ております。

本定例会において、市長の公約であったホールボディカウンターの導入を見合わせる予算が提案されましたが、市民の心、子を持つ親の心を本当に考えた提案だったのか疑問であります。市長もポピュリズムという病にかかってしまったのか。ホールボディカウンター導入は、市長の公約でもあり、3月の市政運営方針の中でも明確に導入について述べております。公約違反は今の民主党と同じです。9月19日の民主党代表選挙による新宿西口の立会演説会では、3,000人の民衆が帰れコール、うそつきコール、テレビでは放映できないような罵声と怒号が浴びせられておりました。

本市においても、このようなことが起こらないよう公約についての結論を拙速に出すのではなく、市民、議会の意見を十分に聞き結論を出すべきだと思います。

一部の市民には、裏切られたという感覚があると思います。特に小中学生のいる家庭では、学校行事や部活動等の兼ね合いにより、受診すること自体がかなり困難な状況だと思います。もっと、小中学生の現場を理解してもらいたいと思います。子どもたちの今を理解してください。子育てが終わった人たちは地域のお父さん、お母さんになって、もう一度子どもたちのことを考えていただきたい。もっと那須塩原市の将来を担う子どもたち

の健康を真剣に考えてもらいたい。そして、子どもたちを思う情けのある施策を考えてもらいたいと思います。

陳情とは、役所や役人などに事情を説明してよくしてくれるよう頼むこととあります。まさしく本陳情ではホールボディカウンターを市内で受診できる体制の構築と甲状腺検査、尿や母乳検査、血液検査などが盛り込まれており、まさにこれまでに議論した内容、親の気持ちが強く反映された陳情であると感じます。

よって、陳情第9号 内部被曝調査に関する陳情書に賛成いたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

陳情第9号について、放射能対策検討特別委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第9号について、採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立少数。

よって、陳情第9号については不採択と決しました。

議案第70号～議案第78号の

予算審査特別委員長報告、質疑、

討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第2、議案第70号から議案第78号までの9件を議題といたします。

議案第70号から議案第78号までの9件については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査の結果の報告を願います。

予算審査特別委員長、24番、山本はるひ君。

〔 予算審査特別委員長 山本はるひ君登壇 〕

予算審査特別委員長（山本はるひ君） それでは、これより予算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において当特別委員会に付託された案件は、議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）から議案第78号平成24年度那須塩原市墓地事業特別会計補正予算（第1号）までの計9件でございます。

これらを審査するため、9月25日火曜日、午前10時より本庁303会議室において、委員30名全員出席のもと、審査を行いました。

まず、議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）についてですが、初めに各分科会からの報告を申し上げます。

第1及び第4分科会におきましては、全員異議なく可決すべきものと決したとの報告がございました。

第3分科会におきましては、商工観光課における海外都市産業交流促進事業に対し、反対討論ありましたが、賛成多数で可決すべきものと決したとの報告がございました。

第2分科会におきましては、健康増進課の放射能対策事業、ホールボディカウンター導入見合わせについて質疑及び賛成、反対の討論が行われた後、議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を修正する動議が提出され、賛同者ありで成立したとの報告がございました。

その結果、議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案につきましては、採決により、賛成4、反対3の賛成多数で可決すべきものと決し、修正案を除く議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算

（第2号）については、全員異議なく可決すべきものと決したとの報告がございました。

なお、議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案については、当特別委員会において審査をし、可決すべきものと決した場合には、予算審査特別委員会として本会議へ上程していただきたいとの報告がございました。

以上の各分科会からの報告を受け、当特別委員会では、議案第70号に対する修正案について議題としてよいか委員へ諮り、賛成多数で議題とすることといたしました。

議案第70号に対する修正案については、賛成の討論があり、採決の結果、賛成15、反対14の賛成多数で可決すべきものと決しました。

また、修正案を除く議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）につきましては、反対討論があり、採決の結果、賛成28、反対1で可決すべきものと決しました。

それでは、ここで議案第70号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案について説明をいたします。

本修正案につきましては、当特別委員会において可決すべきものと決したものであり、上程の際の経緯や説明につきましては、昨日の特別委員会の審査で決定したものであります。

よって、ここに議案第70号に対する修正案を提出いたします。

修正内容につきましては、お手元に配付したものをごらんいただきたいと思います。

次に、議案第71号から議案第78号までの8件についてですが、これらは各分科会からの報告を受け、以下のとおりとなりました。

議案第71号については、反対討論ありましたが、賛成28、反対1で可決すべきものと決しまし

た。

議案第72号につきましては、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議案第73号につきましては、賛成、反対の討論があり、賛成28、反対1で可決すべきものと決しました。

議案第74号から第78号までの5議案につきましては、全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算審査特別委員会の報告といたします。

議長（君島一郎君） 予算審査特別委員長の報告が終わりました。

予算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

まず、議案第70号に対する修正案について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、議案第70号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第70号に対する修正案について討論を許します。

5番、平山武君。

5番（平山 武君） 議席5番、平山武でございます。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案に反対する立場で討論をいたします。

市長は、選挙公約で、原発被害从那須塩原を守ろうという形の中で、除染対策、それから健康調査体制の確立、給食など食品安全検査の徹底、これらを公約として上げております。何しろ放射能によって汚染されたこの地域をいち早く風評被害、健康被害、そういうものを解決しようという強い決意のあらわれであろうと思います。

その中で、市長は、就任早々、3月議会においてホールボディカウンター予算を上程し、通過をいたしました。その後、3月29日、黒磯那須地区医師会からホールボディカウンター導入中止についての要望が提出され、医療行為等になるので簡単に導入はできない。専門者を常に置き、きちっとした対応が必要だとの指摘を受け、そしてまた、6月19日には、県の有識者会議の中で、3月に行いました市内の中で線量が高い金沢小学校児童71名に対し、県がホールボディカウンターによる測定を実施した結果、検出限界値未満、預託実効線量が1 mSv未満であった等の調査結果から、これ以上、内部被曝及び臨床調査の必要なしとの結論が報道されたこと等々を考え、市民の貴重な税金を使うのであるから、少ない予算で最大の効果をとの考え方から、市長は、平田村による検査情報を得て、それらを十分調査・検討した結果、我々議会に示されたとおり4歳から18歳までの無料、そして3歳以下の親に対しまして無料、19歳以上には3,000円の負担で済むと。そしてまず極力仕事等に関係ない日にちを交渉して土曜日の午前中、バスの手配と車の手配をしっかりと、行きやすいような状況をつくり、そして、その中でさらに

那須町にも声をかけたところ、9月1日から那須町は市外の者も町外の者もぜひ受け入れると。そういう態勢の中から那須町との負担金を4歳から18歳までは無料、平田と同じでございます。3歳以下無料、そして19歳以上は500円の負担、こういう形できめ細かな配慮をさせていただきます。そして、平田においては、この議会を予算が通過をすれば、10月20日から早速検査にかかると、そういう態勢までしっかりと執行部は我々に上程してきたわけでございます。

議会の中でいろいろな議論がありました。結果的にはホールボディカウンターを入れるか入れないかというような結果になりましたが、私たちは執行部がどのような思いで皆さんからあるように市長が公約違反だとか、例えば先ほどの話にもありましたとおり、なかなか遠くて行けない、部活があって行けない、いろいろな制約があります。議会の中でそんな議論が出ました。でも市長の公約違反については、私はこう理解をしております。政治家というのは市民にとって一番いい方法をつくり出す。ですから、決断を迫られます。公約違反で何もなくて悪い案を出してきたならば、私は反対したと思います。しかし、これだけの案を出してきて、わずかなところでございます。政治家が公約を覆すというのは、議員の皆さんならよくわかるでしょう。自分の公約を覆すというのは大変でございます。その決意の中で市民、これは市民全員です。全員のことを考え、予算は限られた中で無駄遣いはしたくない。でも命は大切であると、その中で最大限の配慮をしてあると私は思っております。

そういう意味で、先ほども冒頭に申し上げましたが、市長は選挙公約の中の除染50億円も予算をとりました。そして、それらの状況、除染まず最優先、それと健康調査は続けていくと。会派代表質

問でもきっちりと答えて、今、医師会等とも血液検査、甲状腺の問題、相手のあることですから、どういう形でどうやったらいいか、市の執行部と医師会のほうで協議を進めていると。こういう状況も踏まえて、執行部は健康調査に対しては真剣になって考えていると、そういう強い意欲を感じました。予算を限られた中で、この執行部のホールボディを除く提案、私はそれに大賛成をしております、その貴重な財源は、またホールボディカウンターだけで5,000万円、そして年間の維持が1,000万円ぐらいかかるだろうと、こういうことも言われています。そういうものを今、緊急課題である次の健康検査の中にいろいろなところに私は使えるのではないかと、そういうことも踏まえて切り詰めたこの執行部の提案に対し、私は賛成をしておりますので、この予算の修正案に対しましてはどうしても納得できません。反対でございます。

以上で終わります。

議長（君島一郎君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 公明クラブ、吉成伸一です。

それでは、議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）の修正案に対しまして賛成討論を行います。

放射能対策の取り組みは、何よりも市民の安心・安全を第一優先に考えるべきことであります。今回のホールボディカウンターWBC導入見合わせの理由について、会派代表質問等で阿久津市長は大きく2点を上げて答弁をしております。

1点目は、黒磯那須地区医師会から今年3月29日に出されたホールボディカウンターWBC導入中止の要望書の存在を上げられました。要望書の内容を見ると、ホールボディカウンターによる市内の全小中学生の検査には時間がかかること。ホ

ールボディカウンター運用には専門的な人材や運営維持のコストがかかること。また、他機関を利用するほうが独自ホールボディカウンター導入よりも費用効果があることとしています。しかし、子どもたちの未来を考えれば、検査に多少時間がかかることやホールボディカウンターの運用に係る費用がそれほど大きな問題なのでしょうか。また、要望書には次のような表現があります。この地域の空間線量はピーク時でもそれほど高くなく、ホットスポットを除けば平常レベルに戻っていると考えられると述べられています。昨年3.11以前の放射線量に戻っていると本当に思っているのでしょうか。この表現には驚きを隠し切れませんでした。

下野新聞の2面には、毎日県内の空間線量率が掲載されています。29のモニタリングポストの線量の高い数値の1、2位は、残念ながら那須塩原市内であります。これでも平常レベルに戻ったと言えるのでしょうか。

2点目として、6月18日に出された放射線による健康調査に関する有識者会議の栃木県における放射線における健康影響に関する報告書の存在を上げています。この報告書の中で栃木県内は、将来にわたって健康影響が懸念されるような被曝状況にないと評価し、また、今後臨床的な検査を含む健康調査等は必要ないと判断したと断言しています。ここまで本当に那須塩原地域が安心であると言い切れるのでしょうか。

私はそうは思いません。放射能による影響に対する考え方は専門家の間でも分かれています。高木学校で有名な高木仁三郎先生は1997年にもう一つのノーベル賞と呼ばれるライト・ライブリフッド賞をプルトニウム利用の危険性を世界に広く知らせたとの理由で受賞されました。

この賞は、平和や人権、環境など人類が今日直

面する課題の解決に尽力した人に与えられるものであります。

高木学校では、現在社会の直面する諸問題に市民の観点から取り組むことのできる市民科学者の育成に力を注いでいます。市民の視点の重要性を訴えています。

9月定例議会には、議会に対してホールボディカウンターWBC導入に、導入を求める多数の市民団体から陳情書が提出されています。執行部に対しても市内の小中学校のPTA会長一同による要望書が提出をされています。これらの市民の声を重く受けとめるべきではないでしょうか。

阿久津市長は、1月の市長選挙においてホールボディカウンターの導入を公約といたしました。公約に賛同して投票行動を決めた方も多数いらっしゃると思います。その方々は今どのような思いをされているのでしょうか。最も住民に近い行政の長である市長の公約が簡単にほごされていいものではないでしょうか。私は市長公約は大変に重いものであると受けとめています。放射能による健康への影響、特に低線量被曝の明快な説明はまだなされていません。今、我々が取り組むべきことは、できることはやる、この姿勢ではないでしょうか。

総合的な健康調査である甲状腺検査、尿検査、血液検査、母乳検査とあわせて内部被曝測定のホールボディカウンター導入を本市で行うことにより、多くの市民の内部被曝測定が可能となることから、市民の不安解消にもつながります。また、検出されたとしても、原因究明が容易にできます。あわせて測定データの蓄積も重要なことであります。放射能とはこれから長く向き合っていかなければなりませんし、内部被曝測定は、継続的に5年、10年と長期間にわたって行わなければなりません。

以上の理由から、本修正案に賛成といたします。

議長（君島一郎君） 傍聴の皆さんに申し上げます。傍聴規程に基づきましてご静粛をお願いをしたいと思います。

18番、金子哲也君。

18番（金子哲也君） 議席18番、金子哲也です。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）修正案に反対の討論をいたします。

ホールボディカウンターを阿久津市長は県内ではいち早く導入し、設置する考えでありましたが、黒磯那須地区の医師会からのホールボディカウンター導入中止の要望書があったり、それによって設置を受け入れてくれる医師及び病院や施設を見つけることが困難であると判断して、そこで福島県平田村のひらた中央病院がホールボディカウンター検査をしてくれるというので、早速交渉をしました結果、すばらしい病院であることがわかりました。そして、市では、無料バスを出して送り迎えをして、市民が検査を受けやすい体制を整えて検査に万全を期する方針を立てました。どうしてもそこでは遠いと言う人には、隣町的那須町の簡易なホールボディカウンターも補助を出すことになりました。

私は、若松議員と一緒にひらた中央病院に行っ
てまいりました。これがひらた中央病院です。那須インターから福島空港を
通って平田病院まで直通の高速道路が通っています。向こうへ到着する
までに50分弱かかります。病院の人がこの高速道路はひらた中央病院の
ためにつくってくれたんですと冗談を言うほど、病院の玄関の近くまで
乗りつけるような本当に完成したばかりの有料道路でした。

さて、病院に着くと病院の中の事務員、受付の人、それから看護師、
そのほか廊下を通る人までとても気持ちよくあいさつを交わしてくれ
ました。

病院の環境のよさを感じさせられました。「医は仁術」と言いますが、
こんなところにもあらわれているのかなと思いました。ホールボディカ
ウンターの担当の人員ですが、受付と案内と、それから着がえを世話を
する人が3名おりました。そして、内部被曝検査をする前に外部被曝の
検査をするのですが、それに1名、そしてホールボディカウンターの
検査室の中に2名という6名体制で取り組んでいました。そして、
そのほかに測定結果を検討するという人がいるということで、また男
性用の更衣スペースが多分8個だと思いますけれども、また、女性用
更衣スペースが8個、そしてそれがカーテンで仕切られて備えてあり
ました。ここでは1日に250人から260人の人を検査することができ
るということです。那須塩原市から土曜日の週1台のバスでもし間に
合わなければ、もっと人数をふやしてもいいですよということでござ
いました。茨城県牛久市からは午前中バス2台、午後バス2台と計4
台来ているということでした。そして、できれば、これは余計なこと
ですけども、高校生以下の子どもに対しては親も一緒に来てほしい
と。そして検査をしてほしいということでした。

この病院と協定を結んで検査をしている市町村は、福島県内で川内村、
檜葉町、双葉町、飯舘村、いずれも放射能原発の近くのところ
です。そのほか、三春町、それから田村市、福島市、伊達市、
白河市、平田村、小野町、富岡町、川俣町、浪江町、尾村、
大熊町、広野町、須賀川市、郡山市、古殿町、石川町、浅川町、
塙町、23の市町村がここへ通ってホールボディカウンターの検査
を受けています。そこへ茨城県の牛久市が協定を結んで大勢来
ているようです。そして、そこへ那須塩原市が加わりますと、
25の市町村がこの福島県のひらた中央病院で受けるということ
になります。こ

それは那須塩原市も福島県人と同等の検査を受けることができるということになります。

そして、民間病院でこんなに献身的に震災復興支援に力を入れているという病院がほかにあるでしょうか。18歳以下の人には無料で検査するというのでやっております。そして、ここは震災復興支援放射能対策研究所として未来ある子どもたちのためにということで、復興の取り組みをしています。どうしてこんなことができるのかと聞けば、寄附金がどんどん入ってくるんだそうです。本当に献身的にやっているということで、寄附金が入ってくるというありがたいことでした。

ホールボディカウンターのことだけを考えたら、それこそ目の前に機械が用意されて、すぐ検査ができるにこしたことはないと思います。しかし、大局的に見れば、種々の事情があって、その環境条件が整わなかったり、無駄があったり、混乱がある中で、我々市民も我慢したり協力したり、それから努力することも必要なことだというふうに思います。

聞くところによると、子どもたちは部活動があるから行くのが大変だというような声があるようですが、1日ぐらい検査のために部活動を休むことができないのだろうか。これは教育長にもちょっとしっかりしてもらわないかと思っています。町を守るため、市民を守るために1人1人が協力して、ほんのちょっと時間がかかることはありますけれども、こんなすばらしい恵まれた放射能検査ができるところがあるんだから、これをぜひやり遂げなければなりません。これならば、5年、10年、長期間の検査もできますし、ホールボディカウンター検査には万全な態勢になると思います。ホールボディカウンターの検査をしないなら、これは公約違反であると思いますが、ホールボディカウンター検査をこういう形でやるということで、

決して公約違反になるとは私は考えておりません。

市長がおっしゃるように、放射能対策は今最重要課題の一つであります。那須塩原市にとっては、1万5,000戸に及ぶ放射能除染計画も目を見張る事業であります。そして、この内部被曝検査問題も車で50分で行ける。こんなに近いところで検査ができるひらた中央病院を選んでくれたことは、市にとっては市長の最良の選択であると考えます。これだけの放射能対策を計画をしている市町村が県内に果たしてあるでしょうか。

よって、この修正案に反対の討論といたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

次に、議案第70号について討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）に反対する討論です。

今回の補正は、平成28年度決算に伴う繰越金の整理や那須塩原市除染計画に基づく放射能各種対策事業に係る経費、市長公約に掲げた政策課題に要する経費について必要な予算措置と、1件の債務負担行為を設定するものとしています。

反対する理由は、放射能対策事業約50億円の中に内部被曝測定バス送迎業務210万円、予算化されたホールボディカウンターの導入見合わせとして、4,725万円の削減、内部被曝測定費助成として360万円の計上は、市長公約のホールボディカウンターの導入を取りやめ、代替案として福島県平田村での内部被曝測定にかかわる予算の計上があるからです。

市の説明は、県がことし3月10日、11日の金沢小学校区の71人が茨城県東海村で実施した検査で全員が不検出となり、県の有識者会議が将来も放

射能による健康被害の懸念はないとしたことや、地元医師会から3月に導入中止を求める要望書が出たことなどを受け、費用対効果も勘案して導入を見送り、県外での検査に切りかえるものです。片道1時間程度、検査料とバスの送迎が無料とされるものの、県外での検査や待ち時間を考慮すれば1日がかかりとなり、煩わしさから検査希望者が減少するのは目に見えています。放射能の影響を受けやすい子どもや希望する多くの市民が継続的に検査を受けることを考えれば、市民や父母が求める市内に検査体制の構築を求めることは当然です。市長の公約したとおりホールボディカウンターの導入を求めるものです。

もう一つの理由は、農観商工連携推進費として786万3,000円の計上があります。その中に海外都市交流事業の500万円の計上があります。商工会、観光協会、温泉関係団体と通訳、随員職員など15名が11月上旬から中旬にかけ、観光先進地のフランスのヴィジーなどに視察に対する補助金として1人当たり30万円を補助し、計500万円を計上しているからです。24年度の予算では、高齢者の外出支援のためのタクシー券や各種補助金が削減され、多くの市民がその影響を受けています。

一方で、成果が期待できないとして海外視察を取りやめる自治体が多い中、補正を組んでまで今どきな海外視察なのか。国内先進地では成果が出ないのか。1人30万円もの補助がなぜ必要なのか。明確な答えはありません。このような予算を認めることは到底できません。

よって、議案第70号 平成24年度那須塩原市一般会計補正予算に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 29番、菊地弘明君。

29番（菊地弘明君） このたびの一般会計9月補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論を行います。

今般の補正予算のうち、海外都市産業交流促進事業については、行政側の議会に対して事前に十分な説明が不足していたことは否めず、また、今年度において補助金の見直しなどを断行してきた経緯もあるわけですので、そういう措置との関係性において戸惑いを感じずにはられません。

このような中、行政側がこれまでに関係団体から出された要望等の趣旨や各種会議において、以前から出された意見や声などの現状を十分踏まえられ、今回の補正予算の措置に至ったのではないかと考えております。この背景には大きな課題である放射能対策や放射能による風評被害対策、さらに低迷する経済情勢、円高、そして世界的な信用不安や金融不安など、経済を取り巻く環境は依然として厳しく、いまだ改善の兆しが見られないといった状況があるものと考えられます。

このような中、市は農畜産業、観光、商工業などの支援策として各種イベントや新聞広告、各種メディアを通じたPR、損害賠償請求の手續など風評被害対策に鋭意取り組んでおります。しかし、風評を払拭し、さらに解消をするまでにはまだまだ長い道のりが必要であることも事実であります。

今般の海外都市産業交流促進事業は、9月補正で性急に出されたものでありましたが、本来なら当初予算で審議することが望ましい案件と思うわけではありますが、市が行う早急な対策措置としての事業展開は、この疲弊している経済情勢の早期打破に向けた取り組みの中で、グローバルな視点からの施策を行う上においては拙速であるように感じますが、反面、スピード感を持った施策であると感じるわけでもあります。

訪問予定のフランスは、スパリゾート、ヘルスツーリズムの先進国であるとともに農業国であり、チーズやワイン、農畜産品は世界的に有名であります。本市も恵まれた自然環境と豊富な温泉、そ

して生乳生産量本州一という酪農は秀でており、さらにポテンシャルの高い農畜産業や豊富な観光資源を生かし、地産地消、観光客への新鮮な農畜産物の提供、6次産業化への取り組み、農観商工連携の推進など、グローバルな見地から本市の産業振興に係る今後のあるべき姿や方向性などを考える上で、大いに参考になるものと思っております。

今般は単なる観光ということではないと聞いており、大局的には観光を初めとする産業交流を促進するという目的が明確にあります。現在の疲弊する経済環境の中、特に風評被害に悩む観光、商工業、農畜産業など産業全体の現状打破は市と我々議会、そして市民が一体となって取り組んでいかなければならない大きな喫緊の課題でもありますので、実施に当たりましては今後研修の成果が早急にあらわれるよう努力をお願いすると同時に、費用対効果が上がることを期待し、さらに地域経済の活性化と本市の産業振興が図られ、また、この地が国際的にも国内的にも知名度の高い地域となるよう大いに期待し、賛成するものであります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず議案第70号に対する修正案について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立少数。

よって、議案第70号に対する修正案については否決と決しました。

次に、議案第70号について採決いたします。

議案第70号について原案のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、議案第70号については原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時46分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第71号から議案第78号までの8件について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第71号から議案第78号までの8件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第71号から議案第78号までの8件については、予算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第78号までの8件については、原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第11号の決算特別委員長報告、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君） 次に、日程第3、認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定から認定第11号 平成23年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの11件については、決算審査特別委員会に付託してあります。

よって、決算審査特別委員長の審査結果の報告を求めます。

19番、関谷暢之君。

〔決算審査特別委員長 関谷暢之君登壇〕

決算審査特別委員長（関谷暢之君） これより決算審査特別委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

平成24年第4回那須塩原市議会定例会において当特別委員会に付託されました案件は、認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成23年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの計11件でございます。

これらを審査するため、9月25日、午後1時30分より本庁303会議室において委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、初めに、各分科会における審査の経過と結果について4人の副委員長から報告をいただき、順次質疑、討論を行い、以下のとおり決しました。

認定第1号については、反対討論があり、採決の結果、賛成27、反対2で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号については、反対討論があり

ましたが、採決の結果、賛成28、反対1で認定すべきものと決しました。

認定第3号については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

認定第4号については、反対討論がありましたが、採決の結果、賛成28、反対1で認定すべきものと決しました。

認定第5号から認定第11号の7議案については、全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員会のご報告といたします。

議長（君島一郎君） 決算審査特別委員長の報告が終わりました。決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、決算審査特別委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

23年度の一般会計は、法人税、市民税の伸びる中、24年度から市総合後期基本計画に向け中期的なまちづくりを見据えた予算編成としました。キーワードは安心と活力とし、安心事業として子宮頸がん、ヒブ小児用肺炎球菌ワクチンの接種費の助成やファミリーサポートセンターの開設、市民参加による防災訓練などを計上し、活力の事業と

しては、広く市内事業者の受注機会の拡大を図るため、比較的小規模な工事の嘗膳など、約250事業 2億5,000万円の予算を計上するとしていました。しかし、この議会のさなかに起きた東日本大震災や東電福島原発による放射能汚染に対する復旧・復興のため国や県、市の財政運営も多大な影響を受けることになりました。

その結果、歳入では452億3,552万円、歳出では435億6,207万円となり、平成23年度一般会計実質収支では16億7,345万円の黒字決算となっています。平成23年度の特別会計では、実質収支10億2,218万円とし、すべての会計で黒字決算としています。

以上のことから、那須塩原市の23年度の決算では、一般会計、特別会計、合わせて26億9,563万円の黒字決算ということになりました。

監査委員の意見では、一般会計、特別会計に係る収入未済額及び不納欠損額について見ると、収入未済額は51億4,038万円で前年度に比較すると8.6%減少し、不納欠損額は3億1,755万円で36.6%減少させたとして、さらなる実効性のある取り組みを求めています。23年度の市全体の収納率は81.32%で0.71%向上しています。国民健康保険税の現年度分と滞納繰越分を合わせた全体の収納率は58.15%から60.76%と改善されたものの、引き続き深刻と、国保収納率の厳しい現況を指摘しています。財政調整基金と減債基金の残高の合計は58億9,845万円となり、昨年より19億251万円積み増しし、将来の財政環境の変化の中でも、市がなすべき役割を果たしていけるよう引き続き努力を求めるものです。

自治体の財政力を示す財政指数は0.812で、昨年度よりわずかながら下降しています。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.9%、前年度から0.6ポイント硬直化しました。これは地方交付

税が増加したものの、公債費の増加などによる経常経費充当一般財源も増加したためです。公債費比率は前年度の10.8%から変わりませんが、財政構造の健全性を示す公債費負担比率は18.0%と1.0ポイント上昇させていることなどから、数値による財政管理は改善が停滞しつつあります。市民サービスを低下させないもとの財政改善を求めるものです。

市民の命と健康を守るセーフティネットとしての国民健康保険証は、23年6月1日現在で資格証の発行は1,407世帯、7.2%と県内で第2位、短期証の発行は1,559世帯と7.8%で、これも県内第2位の悪さです。滞納者への厳しい制裁が続いています。一般会計からの繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で、特別な事情の範囲を広げ、資格証の発行はやめ、加入者のすべての世帯に国保証が届くようにするべきです。

介護保険では、施設入所待ちが24年4月末現在で275人と減っていますが、施設も介護従事者も不足しており、早急な整備と支援は欠かせません。保険料を払っているのに利用の負担が多くて、使いたくても経済的に利用できないという介護保険制度の欠陥による慢性的な利用抑制の状況は、早急に解決すべきです。収納を高めるための新しい滞納者をつくらないという対策は、23年で1,582人に呼びかけられ、585人の市民が市役所を訪れた。土日の納税相談会が開かれ、234万円の納税が行われ、制裁による差し押さえではなく、市民に丁寧な収税対策を引き続き行われるよう強く求めるものです。

県で一番高いごみ袋は、国がごみ減量の要因を分別によるものと評価を変えた現在、高いままにしておく理由は既になくなっていきます。早急に半額にして市民に還元すべきです。

新庁舎建設のために積み立ててきた建設基金は、

22年度3月末補正で4億円、23年度予算で2億円を一挙に積み立て合計10億円としました。市民アンケートでは、新庁舎建設は8割が否定的であり、慎重な対応を求めています。市民は県が豪華な県庁舎建設など、土木偏重の財政運営を行った結果、財政難に陥り、県民サービスを大きく後退させ、市や町の住民サービスの足を引っ張っていると正確につかんでいます。県のこの舞は御免だという考え方がアンケートに反映されたと見るべきです。私は不要不急な予算であり、小学校や保育所、公民館、体育館などの災害時、市民の避難場所となる施設の耐震化対策にこそ重点的に注がれるべきとして全額取り崩しを求めてきました。その後、耐震対策に2億円を取り崩し、現在は凍結されています。

これからの財政運営は、市民サービスを低下させず予算の効果的な執行を行い、事務事業の見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズにこたえる市民サービスが確保できるよう、震災と原発事故の放射能汚染から市民の健康と暮らしを守る那須塩原市本来の仕事ができるよう要望し、認定第1号 平成23年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について反対するものです。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第1号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第1号については原案のとおり認定されました。

会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時に会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

那須塩原市の国保加入世帯は1万9,810世帯、被保険者は3万7,666人で、昨年より149世帯ふえた一方で、104人の減少です。

歳入の総額は131億2,917万円と昨年度比1.7%ふえ、歳出の総額を122億7,670万円と昨年度比で3.0%の増とし、歳入歳出差引額8億5,247万円の黒字とするものです。

市は、合併時に行った保険料の値上げによって蓄えられた豊かな国保の財政調整基金を使い、23年度に栃木県で初めて家なし、土地なしで8,500円、1世帯平均で9,300円の国保料の引き下げを行ったことは、一定の評価をできるものです。

しかし、県外に目をやれば、市民の生活状況に寄り添い、北海道の旭川市の2万円を越す引き下げや姉妹市の新座市のように2年連続で国保料を引き下げている自治体もあります。

那須塩原市の国民健康保険について大きな課題は、保険料の収納率を引き上げることを目標とし、全国的にも多い資格証、短期証の発行をいかに減

らすかにあります。市町村の国保財政が厳しくなった最大の原因は、先ほども言いましたように、国が国庫負担を大きく減らし続けてきたからと指摘しておかなければなりません。

栃木県は、財政的には豊かな位置にあるにもかかわらず、立派な県庁舎や建設、土木偏重を重ねた結果、住民サービス切り捨て、緊縮増税のどちぎ未来プロジェクトをしかざるを得なくなりました。県から市や町への県民1人当たりの国保財政への支援は、他県の1割以下と少なかった上に、栃木県など34都府県が22年度からゼロとしました。

那須塩原市は、新しい滞納者を出さない対策として、収税課を新設し、臨戸訪問、差し押さえ、コンビニ収納など、収納対策を強化してきました。市民には不況と厳しい雇用情勢の中、市の国保税が高くて払い切れないという状況が続いています。市は、収納率の向上を初めとする財源の確保、医療費の適正化の推進など、歳出削減にも努めるとしてきました。収納率では県内市町最下位を5年連続からようやく抜け出し、2年目、23年度は89.58%と改善され、滞納繰り越しを含めて60.76%とわずかながらの改善が見られます。

監査委員の意見では、収納率は普通交付税の算定にも影響することから、引き続き収納率の向上に努めるよう求めています。

民主党政権で制度が変わり、市は国から収納割合による普通調整基金の減額ペナルティー、6,000万円を超える減額制裁を昨年同様受けなくて済んでいます。しかし、監査委員も述べているとおり、引き続き市全体での収納率の向上が求められています。

一方で、23年6月1日現在の資格証明書の発行は1,407世帯とふえ、発行率7.1%と県内第2位、短期証の発行は、1,559世帯と減ったものの発行率7.8%で県内第2位であり、滞納者への厳しい

制裁は続いています。

後期高齢者医療のほうに優良納入者が移り、構造改革による雇用破壊が行われ、受け皿となる国保が生活困窮者を抱える厳しい財政運営になっている中、市民は国保の保険料が高くて払えず滞納者がふえる悪循環が続いていました。対策の効果は出てきているとしていますが、制裁的な差し押さえではなく、土日の休日納税相談のような丁寧な対応で最終的には納めてもらうことが大切です。全国の自治体が一般会計からの繰り入れをふやし、国保会計を支援していますが、那須塩原市の繰り入れは7億2,914万円と昨年より129万円減らしています。

栃木県の自治体平均は、全国的に比べて少ない上に減らす方向にあります。一般会計から国保への繰り入れをふやし、那須塩原市の裁量で特別な事情の範囲を広げ、生活困窮も活用し、資格証の発行はもうやめて、加入世帯のすべてに国民健康保険証が行くようにするべきです。

全国の3割を超す市町村では、さいたま市のように資格証を発行することをやめています。制裁を科して資格証を発行しても、結果として診察がおくれ、病状の悪化を招き、医療費の増大につながり、収納意欲の低下を招き、よいことは何も無いという理由からです。

財政調整基金の取り崩しで保険料を引き下げましたが、収納率が上がり、市民の皆さんの健康への努力で医療費が見込みほどかからなかったことで、減る見込みの財政調整基金は、いわゆるこれは皆さんの家庭で言うと、貯金に該当するものです。これが19億8,089万円とふえました。国には国庫負担の増額を求め、市民が払いやすい保険料の設定と収納率を引き上げるため、きめ細やかな相談体制、資格証の発行はやめ、高校生年齢までの子ども医療無料化をする自治体がふえる中、中

学3年生までの無料化が約2,000万円、18歳まで無料化するならば4,000万円弱の予算をふやすことで対応できる試算も出てまいりました。近隣の市町のように、子ども医療の早急な拡充を行うべきです。

市民の命と健康を守る那須塩原市が、本来の仕事ができるよう要望し、認定第2号 平成23年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第2号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第2号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成23年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第3号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第3号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を許します。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 10番、高久好一です。

認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について反対する討論です。

23年度決算は、第4期介護保険事業計画の仕上げの年に当たり、計画の着実な実現のためとして第1号被保険者数22年度比737人増の2万3,734人、要介護認定者数を22年度比205人増の3,679人とするものです。歳入総額は56億4,579万円で昨年度より0.3%の増、歳出では総額が55億4,449万円で0.6%の増となっています。歳入歳出差引額は1億129万円となり、翌年度に繰り越しとするものです。

市長の市政運営方針では、生きがいサロンや塩原元気アップデイサービスセンターの設置など、高齢者が住みなれた地域でできる限り自立した生活ができるよう、地域密着型サービス事業所の整備を継続してまいりますとしています。しかし、予算をふやしても、認定者の増加に追いつかない状態です。国庫負担が少ないことから来る介護保険の構造的な欠陥が健康弱者の生活と命を守る介護保険制度となり切れない状況を抜本的に変革することが求められています。

反対する理由は、全国での特養ホームの待機者は42万人と、必要な人が入れない状況が大きな社会問題となっています。県の計画でも、待機者解消は23年度末で2,400人の半分程度としています。市の入居待機者は320人と多く、市民が大変困っています。3月末までに17施設が整備でき、87人が入所できる見通しとしながらも、市はまだ十分な数に達していないとしていました。4月末で275人と減りましたが、早急な入所待機者解消対策を強く求めるものです。

2つ目の理由は、住民ニーズ調査があったにもかかわらず、数を一部の調査に減らして行いました。一定の数を調査すれば、ニーズの傾向は把握

できるとしていましたが、その結果が第5期那須塩原市高齢者福祉計画に反映され、保険料を13.9%値上げし、基準額が月4,500円に策定されました。敬老事業の喜寿のお祝い券の廃止や招待年齢の引き上げなど削減縮小はそのままであり、復活はありません。

介護保険制度が発足してから12年、介護をめぐる状況はますます深刻化して、施設も住宅介護も重度の人がふえ、認知症もふえ、家族の負担もふえています。今話題になっている孤独死、孤立死のニュースや老人だけの老老介護がふえ、介護が原因の他殺や心中など、痛ましい事件が報道されています。要介護の認定が厳しくなり、利用できるサービスの量や内容が制限され、否応なく保険料は年金から天引きされても、必要なサービスが受けられない状況があります。利用料が高くて払えず、認定されても介護を使えない人がふえている一方で、介護事業所では、介護勤労者が非正規雇用や低賃金のため慢性的な人材不足が続いています。

国民生活優先のスローガンの旗をおろし、自民、公明党と迎合した民主党政権は、財界やアメリカの要請に応じ、介護の分野でも国民に冷たい施策を強めています。必要な介護サービスを保障するよう運動を強めていく必要があります。障害者や健康弱者が安心して暮らせる世の中こそ、だれもが安心して暮らせる世の中につながります。大企業には行き過ぎた減税と補助金、庶民には増税と庶民が頼りの社会保障をずたずたに壊してしまったのが構造改革です。経済大国の日本で勤労者の際立った所得減と消費税増税の上に、若者には就職難と地域には震災と東電の原発事故による放射能汚染が市民を襲っています。

要支援者、要介護者の健康と暮らしを守るという那須塩原市の本来の仕事ができるように要望し、

認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に反対する討論を終わります。

議長（君島一郎君） 1番、櫻田貴久君。

1番（櫻田貴久君） 議席番号1番、柔仁会、櫻田貴久です。

認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

平成23年度は第4期那須塩原市介護保険事業計画の最終年度に当たり、計画の着実な実現を図るとともに円滑で適正な保険事業の運営に努めてまいりました。平成23年度末現在の要介護認定者数は3,679人です。うち介護サービス利用者数は在宅で2,210人、地域密着型で229人、施設入所で612人の合計3,051人で、要介護認定者のサービス利用率は82.9%となっております。要介護認定者数がふえる中、介護保険が果たす役割は非常に大きいものと考えております。

次に、経理の状況は、歳入の総額は56億4,579万5,927円で、このうち第1号被保険者の介護保険料は10億9,947万7,535円で、収納率は95.36%となっております。

また、歳出の総額は55億4,449万6,179円で、このうち2款保険給付費が51億9,138万8,001円で、全体の93.6%を占めております。この内訳として、それぞれの給付額とその構成比を申し上げますと、介護サービス等諸費が45億8,910万7,364円で88.5%、介護予防サービス等諸費が3億903万2,544円で6%、その他高額介護サービス等費などの費用が2億8,651万4,485円で5.5%となっております。主な介護サービスの種別では、委託介護サービス給付費が19億9,726万8,961円で38.5%、地域密着型介護サービス給付費が4億7,213万6,818円で9.1%、施設介護サービス給付費が18億

7,750万7,231円で36.2%となっております。

人はだれでもいつでも元気で自分らしく生き生きと、そして住みなれた自宅や地域で暮らし続けたいと願っておりますが、このため介護保険制度は要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合にも可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を送れるよう支援する制度であります。

本市においても、適正な介護認定、保険給付と介護予防事業を中心とした地域支援事業の実施などにより適正に運営されたものと考えられます。今後ますます介護保険サービスの需要が高まると予想されます。本市においてもより多くの高齢者が、住みなれた地域で生き生きと暮らせるよう支援する介護保険制度となるよう期待し、認定第4号 平成23年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成をいたします。

議長（君島一郎君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

認定第4号については、決算審査特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（君島一郎君） 起立多数。

よって、認定第4号については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成23年度那須塩原市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第11号 平成23年度那須塩原市水道事業会計決算認定についてまでの7件については、討論の通告者がありませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

認定第5号から認定第11号までの7件については、決算審査特別委員長報告のとおり決すること

で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、認定第5号から認定第11号までの7件については原案のとおり認定されました。

報告第30号～報告第32号の

上程、報告、説明

議長（君島一郎君） 次に、お諮りいたします。

日程第4、報告第30号から日程第6、報告第32号 専決処分の報告についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、報告第30号から報告第32号までの3件を一括議題といたします。

本案について、報告説明を求めます。

副市長。

〔副市長 渡邊泰之君登壇〕

副市長（渡・泰之君） 報告第30号から報告第32号までの3件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について本会期中に示談が調い、専決処分いたしましたので、一括してご報告を申し上げます。

議案書1から6ページ、議案資料はございません。

まず、報告第30号につきまして申し上げます。

本件は、平成24年3月18日、那須塩原市上厚崎地内の市道上厚崎前弥六線において発生した事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、被害者は市道上厚

崎前弥六線を那須塩原駅方面から黒磯文化会館方面へ向かって走行中、道路の穴に左前輪を落とし、左前輪のタイヤ及びホイールを破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側60%相手方40%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金2万5,011円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第31号につきまして申し上げます。

本件は、平成24年3月18日、那須塩原市上厚崎地内の市道上厚崎前弥六線において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、被害者は市道上厚崎前弥六線を那須塩原駅方面から黒磯文化会館方面へ向かって走行中、道路の穴に左前輪を落とし、左前輪のタイヤ及びホイールを破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側60%相手方40%の割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金7,560円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

次に、報告第32号につきまして申し上げます。

本件は、平成24年5月5日、那須塩原市北和田地内の市道島方芝中線において発生した事故に関し損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、被害者は市道島方芝中線を上中野方面から上北和田方面へ向かって走行中、道路の穴に右後輪を落とし、右後輪のホイールを破損したものであります。

車両の損害につきましては、両者協議の結果、市側70%相手方30%の過失割合で示談が成立し、

市から相手方に損害賠償金2万300円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、3件につきまして、ご報告申し上げます。議長（君島一郎君）報告、説明が終わりました。

議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（君島一郎君）次に、追加日程第1、議案第84号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案説明を求めます。

市長。

〔市長 阿久津憲二君登壇〕

市長（阿久津憲二君）議案第84号平成24年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について提案のご説明を申し上げます。

議案書1ページで議案資料が1ページから4ページまでになっています。

今回の補正は、緊急雇用創出事業において放射能対策事業等を追加するとともに、元気アップサービスセンターしおばらの開設に伴う施設管理業務委託に要する経費の追加、最終処分場における指定廃棄物の処理に要する経費の減額及び那須塩原クリーンセンターにおける指定廃棄物の一時保管に要する経費の追加、那須町が行うホールボディカウンターによる測定費用助成にかかわる経費の追加、太陽光発電システムの設置費補助金に要する経費の追加について必要な予算措置を行うものであります。

また、これらの補正予算のほかに1件の債務負担行為を設定するものであります。

主な補正の内容は、まず、歳入で14款国庫支出

金で放射性物質汚染対策特別措置法で義務づけられている特定一般廃棄物処理施設の測定に要する費用に対する補助金並びに国との協議の結果、中止となった最終処分場における指定廃棄物の処分に要する経費に対する委託金の減額及びそれに伴い発生する那須塩原クリーンセンターにおける指定廃棄物の一時保管に要する経費に対する委託金の追加などにより、合わせて10億1,899万9,000円を減額し、15款県支出金で緊急雇用創出事業に対する補助金として1億7,962万円を追加するものであります。

一方で、歳出では、3款民生費において元気アップデイサービスセンターしおばらの開設に伴う施設管理業務委託に要する経費を追加し、4款衛生費では、再生可能エネルギー推進事業で、太陽光発電システム設置費補助金の申請件数が多く、市民ニーズにこたえるための同補助金を追加し、放射能対策事業で、14款国庫支出金でご説明いたしました指定廃棄物の処理及び一時保管に要する経費の増減、また、内部被曝に対する不安を訴える市民に対する不安軽減を目的に、那須町が行うホールボディカウンターによる測定費用の助成に要する経費の追加により、合わせて7億7,371万5,000円を減額するものであります。

また、5款労働費では、緊急雇用創出事業において那須塩原市除染計画に基づく一般家庭等の汚染等にかかわる経費などの費用などの放射能対策事業や地域社会雇用関連事業など、合わせて1億7,922万2,000円を追加するものであります。

なお、これらの経費の財源といたしまして、歳入の18款繰入金において財政調整基金を取り崩し2億円を追加し、さらに過不足調整として歳出の14款予備費において4,599万4,000円を減額するものであります。

これにより歳入歳出それぞれ6億3,937万9,000

円を減額し、一般会計歳入歳出予算総額を476億9,202万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（君島一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

説明に対し質疑を許します。

16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 執行計画書の2ページのところで指定廃棄物の保管用テント設置工事ということですが、先ほどの説明では、清掃センターの今保管しているものをテントの中に入れるというふうに、それでこの場合、清掃センターの指定廃棄物だけというふうな理解でよろしいですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） お尋ねのとおり、クリーンセンターで排出する指定廃棄物のみということでございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 浄水場と下水処理場にも指定廃棄物はあると思いますけれども、今現在の保管状況はどういうふうになっているか、ちょっと聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 上水道につきましては、浄水場の中にストックヤードがございまして、その中で管理区域を定めて現在は保管をしております。

また、下水道につきましては、資源化工場のほうに汚泥を持って行って溶融スラグ化をしたものを那須塩原市としては500t 保管用テントの中で

毎日測定をしながら安全な管理で保管を継続しております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 最初はそれぞれの市町村で対応するということがあったんですけども、県が1カ所ということで矢板のところに指定廃棄物の最終処分場を建設するということの説明会があったと思うんです。そのときに指定廃棄物の保管テントの中でクリーンセンターの指定廃棄物、上水、下水、その辺を持っていくということだという予定にはなっているんですけども、矢板の反対運動の状況を見たときに、私は予定していた前に2年ぐらいで運び出すというふうなつもりでいたんだと思うんですけども、その辺のところの見込みはどのように理解しておりますか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） クリーンセンターで保管している指定廃棄物に関してですが、国のほうで各県ごとに最終処分場を設けてということで、皆さん、ご承知いただいているとおりなんです。そのことについて矢板市の市及び市民の皆さんの対応ということで、今状況推移を見守っているところです。順調にいけば3年ぐらいをめどにということで、国のほうでは説明はしていたかと思えますけれども、それについても確実にそうだという見通しは、今のところは持てない状況の中で、できる限り私どものほうで安全な形で保管していくということに努めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 上水道、下水道につきましても8,000Bqを超える指定廃棄物の処分

場が決定すれば、そちらに当然持ち込むようになりますが、今、お答えしたように、今後その状況推移を見据えながら、当面の間はそれぞれの場内で安全に保管できるものを継続して長期的な対応も考えながら対応していきたいという考えであります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） 指定廃棄物とは放射性物質汚染対策特別措置法によって放射能濃度が8,000Bq/kgということで、要するに焼却灰、あと浄水発生土、下水汚泥などと思っていたんですけども、矢板にできるものが実際にあそこに最終処分場じゃなくて、中間処理施設もあわせてつくる。それには農林業系の副産物を燃すと。要するに稲わらとか牧草を燃すんだというのも焼却施設までもわきにつくろうとして余計難しくしているんじゃないかなと思うんですけども、那須塩原市では、この指定廃棄物という部分のところでは、農林業系の副産物はどのように考えていますか、指定廃棄物として。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（齊藤一太君） 農林産物関係の処分の方法をどのようにしているかということでのお尋ねでございますけれども、現在のところ稲わらが8,000Bqを超えたいわゆる戸数が12戸ございました。それにつきましては、もう既に各農家の所有地内に一時保管の処理を行って、今、最終処分というよりはいわゆる一時保管というふうな位置づけのもとに保全をしているといったような状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） ある程度の限定された8,000Bqを超えているものはそんなにたくさんな

いという理解でよろしいでしょうか、指定廃棄物になっているようなものは、でも、どうも中間処理施設で8,000Bq以下まで燃やして、それで要するに焼却灰8,000Bq以上にして、その最終処分場のところへ入れようというように読み取れてしまう説明会のものなんですけれども、そういうことは那須塩原ではそのようには考えていませんよね。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま申しあげました稲わらにつきましては、8,000Bq以上ということで一時保管をしているというふうな状況でございますが、その他の農産物につきましては、8,000以下というふうな状況でございますので、通常の一般廃棄物というふうな形になりますが、各農家あるいは畜産農家等への指導といたしましては、それ以下のものにつきましては、いわゆる敷き込みでありますとか、完全な腐熟化あるいは埋却、そういった指導を行っているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 16番、早乙女順子君。

16番（早乙女順子君） この指定廃棄物のところで最終処分場に中間処理施設を併設するという部分のところ、これが過大に見積もられていて、最終的に焼却が終わったものの施設、簡易型の仮の焼却施設も汚染されてしまっている、それもあわせて最終処分場に最終的には埋め込むんだというようなので、余計最終処分場の設置を難しくしているんだけれども、もしかしたらそんなに大量の見込みをしているのは県だけなのかなというふうに思ったんです。それによって、この3年を目途にと言っても、3年を目途にできないことのほうが、私は可能性としてはそんな簡単にできるものではないというふうに思っていますので、

よその町まで持ち込まれたらたまらないと。どこに持っていったとしてもそれぞれがそういうふう思うだろうなと言ったのに、県は1カ所ですということ矢板に押しつけようとしています。その辺のところ、そんなに簡単にできることではないというふうに思ったときに対策をとっておかなければいけないと思ったときに、下水処理と浄水場の保管状況は、それがあつても今のまま行えるということか。3年を超えても大丈夫なような状態になっているか。あと、クリーンセンターのところ、今回のテントの設置で3年以上たつても、それでも今つくるもので、下手するともっと延びる可能性がある、そこにフレコンバッグなどで入れると、それがぐずぐずになってしまつて移動ができないような状態になってしまうようなものが保管用テント中に入れ込まれるということになるんだと思うんですけれども、その辺の長期になったときにどのくらいもつというふうに指定廃棄物用保管用テント設置と、そこに入れるフレコンバッグを考えているかだけ聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 現在使用しているフレコンバッグについては、耐候性それから耐年期間というのが、それほどないものに、当初市の最終処分場に入れられるというようなことから、そのような対策をしていたんですが、状況が変わってきたということで、さらに耐熱性、耐候性、それから時間的にも要するに劣化の少ない製品に今入っているものも入れかえて、今後出てくるものについてもそのようなものを使用して保管するというような対策を考えてございます。

今回、テントのほうの増設4棟ほどお願いしているわけですが、これがいっぱいになった場合、

その場合は、さらに敷地内で何とか場所を確保できるかどうかという工夫もあると思います。

それと、焼却飛灰のほうにいつまでこの8,000 Bqを超えてくるかという見通しが今のところ全くありません。

今回、5 公民館エリアで除染作業が行われるわけですが、それがどの程度効果を発揮するか。相当効果を発揮するという事になると、そちらから持ち込まれる剪定枝、落ち葉等は相当きれいなものになってくるということを見ると、8,000 Bqを下回るのがいつの時期かということも、今後見きわめながらというようなことになるかと思えます。まだ、ちょっと不確定要素が多い中でですので、今の時点では、今回お願いするテントの中にできるだけ効率よく、かつ長期間の保管に耐えられるような方法で保管していきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（君島一郎君） 上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 上水道と下水道の指定廃棄物についての今後の保管ということでお答えをいたします。

指定廃棄物は先ほど申したように8,000Bq以上ということではありますが、現在、浄水場につきましても、かなり濃度が下がってきて、おおむね3,000Bqレベルにあります。同じく下水道の溶融スラグしたものも、やはり3,000程度になってきているということで、指定廃棄物からは除外されますが、前にもお答えしましたように、それを再生利用するルートがまだ開けていないということなものですから、指定廃棄物は従来どおりふえることなく保管はしますが、8,000Bq以下の廃棄物についても保管を継続するということがあります。年数を具体的にというのは難しいですが、長期的に当面それを保管していくことは可能である

と考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

議長（君島一郎君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第84号については原案のとおり決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩といたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員辞職について

議長（君島一郎君） 休憩中に19番、関谷暢之君から議員辞職の届け出が提出されました。

19番、関谷暢之君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔19番 関谷暢之君退席〕

議長（君島一郎君） 辞職願を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（斎藤兼次君） 辞職願。

私こと、このたび一身上の都合により、那須塩原市議会議員の職を辞したいので、地方自治法第126条の規定により許可くださるようお願いいたします。

平成24年9月26日。那須塩原市議会議長、君島一郎様。那須塩原市議会議員、関谷暢之。

以上です。

議長（君島一郎君） 朗読が終わりました。

お諮りいたします。

関谷暢之君の議員辞職を許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、関谷暢之君の議員辞職を許可することに決しました。

19番、関谷暢之君の着席を求めます。

〔19番 関谷暢之君着席〕

議員辞職あいさつ

議長（君島一郎君） 19番、関谷暢之君に申し上げます。

議員辞職については、許可されました。

ここで関谷暢之君の議員辞職のあいさつを登壇の上、お願いをいたします。

〔19番 関谷暢之君登壇〕

19番（関谷暢之君） ごあいさつを申し上げます。

させていただきます。

まずはこのような機会を設けていただきましたこと、議長以下すべての皆様方に心から御礼を申し上げます。

私、関谷暢之は、このたび11月に行われます栃木県議会議員選挙の補欠選挙当該選挙区からの立候補の意を固めまして、本日をもちまして那須塩原市議会議員を辞職させていただくことといたしました。

あわせて今般の重要案件を抱えるさなかでございますので、早期に次なる議会運営の態勢を整えていただくことも私の責務と考え、自然失職の方法は選びませんでした。あわせてご理解をいただきたいというふうに思います。

さて、私は、本年をもって議員として満10年目を迎えたところでございます。振り返りますれば、平成の大合併として那須塩原市の誕生に立ち会い、あるいはリーマンショックを初め、世界的な金融経済問題、そして政権交代、政治の混迷、加えて昨年の大震災、原発事故、本日も大きく揺れました放射能問題等々、議会改革におきましては、基本条例の制定、初めての議会報告会と、激動のときを皆様方とともに過ごさせていただきました。これらの諸問題に対して執行部の皆様、そして議員の皆様方と交わした議論は、すべては地域発展を願い、人々の幸せを願っての共通の目的のものと私は信じております。

これらの経験、加えて本日まで副議長職を初めとして数々の職務をちょうだいしてまいりました。これらの経験は私にとって貴重な財産でございます。今後はこれらの経験、そして皆様方と時を同じくして過ごしたこの思いを糧としながら、さらに地域のため、そして地域の人々のための政治、これを目指して全身全霊を尽くしてまいりたいと思っております。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻を心よりお願いを申し上げます。

最後になりますが、市長以下議場出席の執行部の皆様を初め、全職員の皆様方、そして全議員の皆様方、お一人お一人との思い出を胸に心からの感謝を申し上げ、辞職に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 関谷暢之君の議員辞職のあいさつが終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時32分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長の報告、質疑

議長（君島一郎君） 議会運営委員長の報告を求めます。

14番、中村芳隆君。

〔議会運営委員長 中村芳隆君登壇〕

議会運営委員長（中村芳隆君） 皆さん、こんにちは。

これより議会運営委員会の報告を申し上げます。今定例会におけるこの後の日程を協議するため、午後2時10分より第4委員会室において、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、本定例会の会期について申し上げます。

本定例会における会期につきましては、お手元に配付いたしました会期日程（案）のとおり、会期を延長し、10月1日月曜日を閉会日とし、25日間といたします。

また、10月1日、月曜日には、那須塩原市議会議長選挙及び副議長選挙に係る所信表明会実施要綱に基づき副議長選挙に係る所信表明会を実施し、副議長選挙を実施いたします。

なお、副議長就任を希望する者は10月1日月曜日午前8時30分から9時までの間に所信表明申出書を議会事務局長に提出してください。

以上が議会運営委員会における協議の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、報告といたします。

議長（君島一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期をただいま議会運営委員長報告のとおり10月1日までの5日間延長し、25日間とすることとし、副議長の選挙の取り扱い等についても議会運営委員長の報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（君島一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期を10月1日までの5日間延長し、25日間と決しました。

また、副議長選挙の取り扱い等についても議会運営委員長報告のとおりといたします。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分